

千葉市災害見舞金の支給等に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年千葉市条例第46号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、本市に生活の拠点を有する者が風水害・地震・火災等の災害により罹災した場合に応急援護策を講じ、もって罹災者の福祉および生活の安定に資することを目的とする。

(災害見舞金の支給)

第2条 市長は、災害により次に掲げる被害を受けた者又はその遺族(条例第2条第1号に掲げる災害(以下「自然災害」という。)による死亡に係る災害見舞金(以下「見舞金」という。)にあっては、条例第4条第1項に定める遺族)に対し別表に掲げる見舞金を支給するものとする。

- (1) 住家の全焼・半焼
- (2) 住家の流失・全壊・半壊および浸水
- (3) 災害による死亡・行方不明
- (4) 災害による負傷・疾病

2 市長は、特に援護の必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず見舞金を支給することができる。

(支給の制限)

第3条 市長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる1に該当するときは、見舞金を支給しないものとする。ただし、アに掲げる場合については別表の分類2以外に該当するときは、見舞金を支給することができる。

- ア 条例による支給を受けた場合
- イ 故意に住家を焼失または損壊したとき
- ウ 住家として使用していない建物の被害

別表

分類	被害の種類および程度	見 舞 金 額		附 記
		一般世帯	準世帯	
1	住家の全焼	50,000	30,000	
1	住家の半焼	30,000	20,000	
1	住家の流失	50,000	30,000	
1	住家の全壊	50,000	30,000	
1	住家の半壊	30,000	20,000	
1	住家の浸水	30,000	20,000	床上浸水
2	自然災害による死亡	1,000,000		主たる生計維持者の場合
2	自然災害による死亡	500,000		前掲以外の場合
2	自然災害以外の災害による死亡・行方不明	50,000		行方不明については災害発生後3日を経過した者
2	災害による負傷・疾病	10,000		入院治療1カ月以上の重傷者

備考

- 1 準世帯とは、会社・学校等の寮および収容施設等に居住している単身者をいう。
- 2 分類内で重複発生した災害に対しては、見舞金支給額の上位をとり、重複支給はしない。
- 3 主たる生計維持者とは、死亡者の死亡当時においてその死亡に関し、災害見舞金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた者をいう。

附 則

この要綱は、条例の施行の日から実施し、昭和49年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、条例の施行の日から実施し、昭和50年1月23日から適用する。

附 則

この要綱は、条例の施行の日から実施し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、条例の施行の日から実施し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、条例の施行の日から実施し、この要綱による改正後の第3条の規定は、平成23年3月11日以降に生じた災害により、第2条第1項各号に掲げる被害を受けた者又はその遺族に対する見舞金の支給について適用する。